

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

VI ILO

1 総会と主要な会議

2 主要な会議

金属産業委員会

第一回金属産業委員会は、日本など二七カ国の政労使三者の代表、顧問二三〇人が出席して、八三年九月二〇日から二九日までジュネーブのILO本部で開かれた。委員会は、団体交渉、訓練の両議題に関する結論のほか、結社の自由、多国籍企業などに関する決議を採択した。これらの決定事項は、理事会に報告されたのち関係国の政労使に送付され、その主旨を産業別の国際基準として国内法や協約のなかで生かすよう求められた。

〔団体交渉〕

金属産業における労働・生活条件改善の手段としての団体交渉に関する結論は、前文で結社の自由、団結権、団体交渉権、団体交渉などに関するILOの条約、勧告に定められた原則を述べ、社会問題の解決、社会的合意の達成、紛争処理のため団体交渉が有効なものであることに注目したのち、個別の事項についてつぎのように規定する。

協約事項の決定——協約当事者は、九八号条約(団結権・団交権)に定める原則にしたがって、自由に協定の内容を定め、労働・生活条件にかかわるすべての事項につき協定し、法定最低基準を改善し、その他の諸条件を向上させることができる。政府の役割は最低基準を定めることにあり、団体交渉の過程への介入を避けるべきである。

転換期の団体交渉——技術変化、構造変化、国際競争、不況などの進行中であって企業が生きのびるためには、多くの課題を克服しなければならない。企業の競争力の保持、新技術導入などに関連する問題を解決しようとする場合には、交渉当事者は、前記の課題を考慮にいれるとともに、雇用保障、労働条件と賃金の改善を考慮しなければならない。このような困難な時期にあっても団体交渉は有効なものであり、当事者双方は国民経済全体への影響を考慮すべきである。

賃金交渉——賃金にかかわる事項は交渉当事者間の問題であり、公の機関は介入してはならない。安定政策のためにおこなわれる国の介入は例外的な状況でのみ許され、期間は限定されるべきである。

新技術導入——企業が生き残れるかどうかは技術変化への対応いかんにかかっている。しかし新技術の導入が、雇用、職務内容、作業編成、労働条件、賃金などに影響することは明らかである。金属産業の労使双方は、新技術導入から生じる社会問題を処理できる基本協定につき交渉できるが、その際ILOの雇用終了条約(一五八号)、同勧告(一六六号)が参考になる。

## 〔訓練・再訓練〕

とくに技術変化に関連した男女労働者の訓練、再訓練に関する結論は、有給教育休暇条約(一四〇号)、同勧告(一四八号)、人的資源開発条約(一四二号)、同勧告(一五〇号)に言及したのち、技術変化にともなって必要となる訓練、再訓練、とくに婦人労働者のそれについて、つぎのように規定する。

絶えまない急速な技術発展は、訓練ニーズ、教育内容に大きな変化を求めており、金属産業ではそれがとくに目立つ。そのため導入訓練、向上訓練の過程で希望者が支障なくそれを利用できるようにする配慮が必要になる。金属産業には多くの婦人労働者が働いているが、熟練労働者や責任度の高い者は少ない。原因はさまざまであって男女平等を促進するためには各種の対策が必要になる。訓練関係では、少女が職業訓練や技術教育を受けやすくし、技能資格を得るための訓練、再訓練につき特別の機会を与え、婦人の教師や指導員をふやすことなどが考えられる。

## 〔その他の決議〕

多国籍企業——ILOが七七年に多国籍企業と社会政策に関する三者宣言を採択し、八〇年にこの宣言の適用を検討する理事会の常設委員会を設置したことを歓迎し、いまなお増加をつづける多国籍企業が多くの問題を起こしていることを考慮し、ILOがつぎのことをおこなうよう要請する。(1)各国が三者宣言の実施を確保するよう促進し、次期会合にその実績を報告する、(2)この分野の調査研究を継続する、(3)多国籍企業に関する国連活動へのILOの積極的参加を継続し、この分野でのILO活動の成果に注目させる。

結社の自由と三者協議——ILO条約八七号、九八号、一三五号、一四四号の批准、適用を加盟国に求め、国内で社会経済問題をとりあつかう定期会合を通じて政労使の三者協議を発展、強化し、その際ILOの金属産業委員会の採択した結論、決議を参考にするよう求める。

## アジア諮問委員会

第一八回アジア諮問委員会は、八三年一月二日から二四日までジュネーブのILO本部で開かれ、日本をはじめ地域内の政労使三者の委員が参加した。委員会は、技術協力、基準適用などの議題を審議したほか、次期アジア地域会議の議題を選定した。

## 〔技術協力〕

途上国、とりわけ最貧国にたいする技術協力の増強が重視され、農村地域に失業と貧困がかたよっていることからこの地域の訓練促進、労働生活条件向上を優先するよう提案された。また自立をうながすため、社会労働分野でのプロジェクトは当該国政府や労使団体の手で実施されるべきだと強調された。

## 〔基準適用〕

ILOのつくる国際労働基準は普遍的なものであるとの原則を保ちながら、途上国にも適用しやすいものとするため、起草段階で適当な弾力性をもたせるのがよいとされ、そのため基準設定のあらゆる段階で途上国の参加を促進するための措置が提案された。

ILO基準の適用が困難な途上国が多いので、地域内諸国の条約批准数は少ない。労使側はとくに人権関係諸条約と三者協議条約(一四四号)の批准を促進するため政府の努力を求め、委員会としては批准条約の適用を公平かつ客観的に監視するのが重要であることを強調した。

## 〔アジア地域会議の議題〕

八五年に開催予定のアジア地域会議の議題候補としてつぎの三つを選定し、理事会に報告することとした。(1)事務局長報告(婦人労働者、アジア人移民労働者、国際労働基準に関する諸問題をふくむ)、(2)都市と農村の職業訓練、(3)障害者の職業リハビリテーション。

## ホテル・レストラン会議

第三回ホテル・レストラン三者構成技術会議は、日本など二六カ国の政労使三者代表・顧問が出席して八三年一二月六日から一五日までジュネーブのILO本部で開かれ、(1)一般報告、(2)社会問題と雇用、(3)管理職員と従業員の訓練、の三議題を審議、(2)(3)のそれぞれに関する結論を採択した。

## 〔社会問題と雇用〕

ホテル・レストラン業は多くの国で、雇用創出、外貨獲得に役立っており、途上国では急速に発展しているが、雇用条件や労働条件には問題のあるところもあるので、基本的権利と人間の尊厳が尊重されるような配慮が必要になる。労働法令の適用を確保するためには労働監督制度を強化すべきであり、安全衛生面での配慮も必要である。ILOは技術協力活動を通じて、途上国のホテル・レストランにおける社会問題や雇用問題の解決に努力すべきである。

## 〔訓練〕

ホテル・レストラン要員の需要が急速に伸びているので、必要な訓練が急務となっている。訓練計画を作成する場合には、政労使三者の参加があらゆる段階で必要になる。指導員の訓練はとくに重要であり、ILOは指導員訓練のための特別の訓練教材を提供するよう求められる。国際的に訓練教材を交換できるようにするための資料センターの創設につき、ILOは努力すべきである。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---